

公益社団法人北海道交通安全推進委員会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号、以下「条例」という。)第27条及び北海道の出資法人等情報公開要綱並びに出資法人等情報公開事務取扱要領(以下「情報公開要綱等」という。)に基づき、公益社団法人北海道交通安全推進委員会(以下「本委員会」という。)が保有する文書の公開に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において文書とは、本委員会の経営状況を説明する文書及び本委員会が作成し又は取得した文書、図画及び写真その他事務事業の執行を記録しておくことのできるこれらに類するものであって、本委員会が管理しているものをいう。

(文書の閲覧等)

第3条 本委員会は、文書の閲覧又はその写しの交付(以下「文書の閲覧等」という。)の申出があったときは、当該申出に係る文書に、次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該文書に係る文書の閲覧等に応じるものとする。

(1) 個人情報

個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

(2) 法人情報

法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方行政独立法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの

(3) 公共安全情報

開示することにより、人の人命、身体、財産、又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(4) 意思形成過程情報

本委員会のほか、道若しくは道が設立した地方独立行政法人又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人(道が設立したものを除く。)その他の公共団体(以下「国等」という。)の事務又は事業に係る意思形成過程において、本委員会と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、本委員会が作成し又は取得した情報であって、開示することにより当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

(5) 協力関係情報

本委員会と国等との間における協議により又は国等からの依頼により、本委員会が作成し又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の要件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務または事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの

(6) 事業運営情報

本委員会事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの

(7) 法令秘情報

法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている情報

(8) その他

北海道の出資法人等情報公開要綱第4の3項ただし書に定める、北海道の補助金等及び委託料の支出に係る対象事業費以外の経費に係る文書

(文書の閲覧等の方法)

第4条 文書の閲覧等は、閲覧等に応じることにより当該文書を汚損し又は破損するおそれがあるなど当該文書の保存に支障があると認められるとき、その他合理的な理由があるときは、当該文書の写しにより閲覧等に応じるものとする。

また、当該文書を閲覧等に応じる部分と非開示情報に相当する部分とに分離することが困難であるときは、当該文書の非開示情報に相当する部分を削除した写しを作成し、この写しを閲覧に供し又はその写し

を交付するものとする。

(文書の閲覧等の手続)

第5条 本委員会に文書の閲覧等の申出をしようとする者は、会長が別に定める様式の申出書を提出するものとする。

2 閲覧等の申出者は、会長が別に定める文書の写しの交付に要する費用(写しの送付に要する経費を含む。)を委員会の請求に基づき負担するものとする。

(文書の閲覧等の決定)

第6条 本委員会は、文書の閲覧等の申出(知事依頼の文書を含む。)があったときは、概ね14日以内に文書の閲覧等の申出に対する諾否の決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該決定をすることができないときは、その期間を延長することができるものとする。

2 本委員会は、前項の決定をしたときは、速やかに前条第1項の申出書を提出した者に、会長が別に定める様式の回答書により通知するものとする。

(審査会の設置)

第7条 閲覧等の申出に対する諾否の決定等を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は委員長及び委員をもって構成し、委員長には筆頭副会長、委員には事務局長、事務局次長及び委員長が別に指名する者をもって充てるものとする。

(文書の閲覧等実施)

第8条 文書の閲覧等は、回答書によりあらかじめ指定した日時及び場所で実施するものとする。

2 閲覧申出者がやむを得ない事情により、指定した日時に文書の閲覧ができない場合は、指定した日時以外の日時に文書等の閲覧等を実施することができるものとする。

3 文書の閲覧等を実施するときは、文書の写しを郵送する場合を除き、原則として本委員会の職員が立会うものとする。

4 文書の閲覧等を実施するときは、閲覧等申出者に対し、回答書の提示を求めるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、本委員会の設立登記のあった日(平成23年3月1日)から施行する。

この規程は、平成23年5月23日から施行する。

この規程は、平成24年5月21日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。